

審 査 申 立 書		受 理	
(1) 申立人	(資格) 告訴人・告発人・請求をした者・被害者・遺族 (住所) 〒 - ( ) - 東京都足立区 (職業) 大学臨時助手 (年齢) 明・大 年月 日生 昭・平 満 歳 (氏名) 半 澤 一 宣 (自筆署名) 印		
(2) 代理人	(住所) (職業) (代理人の資格) 委任・法定 (氏名) 印	取扱者	
平成 20 年 2 月 16 日		名古屋	検察審査会 御中
(3) 被疑者	(住所) (不明) (職業) 名古屋鉄道株式会社 金山幹事区所属駅務係 (事件発生当時) (年齢) 明・大・昭・平 年月 日生 (不明) 満 歳 (氏名) ( ) ほか1名は(9)備考欄に記載のとおり		
(4) 罪 名	犯人隠避、鉄道営業法違反	(6) 不起 訴処分 をした 検察官	名古屋 地方・区 検察庁 支部 検 事 副 検 事 検察事務官 曾我正平
(5) 不起訴 処分年月日	平成 19 年 12 月 21 日 (名地検第 10595 号)		
(7) 被疑事実の要旨 (事件、事故の様子)			
私は、2006年12月22日に名古屋鉄道株式会社(名鉄)神宮前駅の3・4番線ホーム上(終日禁煙)で、注意しても喫煙を止めない男性に遭遇しました。			
私は、被疑者を探し出して現場に来てもらったところ、この男性に逆ギレされ「何で駅員を呼ぶんだよ、てめえに関係あんのかよ、どこに住んでんだよ、仕返しに行くぞこの野郎」などと脅迫されながら、胸や肩を数回小突かれる暴行を受けました。			
私は、その現場に居合わせた被疑者に「今、この人が暴力を振るったのを見えましたよね、警察を呼んでください」と繰り返し助けを求めました。			
しかし、被疑者は終始無言でその場に立っただけで、最後まで何もしてくれませんでした。			
私に暴力を振るった男性は、やがてホームに入ってきた電車に、車掌台最寄りの乗降口から乗り込みました。			
私は、この男性を逃さないために力づくで電車から降ろそうとすると、今度こそ本当に殴る蹴るの激しい暴行を受けかねないと思い、そこまではできませんでした。			

<p>それで私は、この電車の車掌だった 被疑者に、男性を指差して「この人、私に暴力を振るいました。この人が降りた駅で警察に引き渡してください」と頼みました。</p> <p>この電車は7000系車両（パノラマカー）で、車掌台と客室との間に仕切り壁がない構造だったので、 被疑者は、私が指差した男性が誰のこともを容易に理解できたはずです。</p> <p>しかし 被疑者は、私と目を合わせただけで「わかりました」とも「どういうことですか」と事情を確かめることもせず、無言で電車のドアを閉め電車を発車させました。</p> <p>また、 被疑者も、このとき電車の発車を止める手配を取ろうとしませんでした。</p> <p>このため私は、暴力を振るった犯人に逃げられてしまいました。</p> <p>この犯人は、未だに検挙されていません。</p>
<p>(8) 不起訴処分を不当とする理由（審査申立て理由）</p> <p>（別紙「平成19年12月21日付け『名地検第10595号』不起訴処分に係る審査申立てに関する意見書」に記載のとおり）</p>
<p>(9) 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3)に記載した以外の被疑者の氏名等             <ul style="list-style-type: none"> <li>（ ・ 。住所及び生年月日は不明。事件発生当時の職名は、名古屋鉄道株式会社列車乗務員（車掌。所属は不明）</li> </ul> </li> <li>・別紙「平成19年12月21日付け『名地検第10595号』不起訴処分に係る審査申立てに関する意見書」に記載した、神宮前駅ホーム上のカメラに係る疑惑についての捜査・調査結果を私に報告したのは、愛知県熱田警察署刑事課長の大島氏と、国土交通省中部運輸局鉄道部監理課長（氏名不詳。ただし、2007年2月8日に私と面会し、調査依頼を受け付けたのは、同課課長補佐の加藤新太郎氏）の2名です。</li> <li>貴審査会において必要と認めましたら、この2名への証人尋問方よろしくお願い申し上げます。</li> <li>・添付資料の一覧は、別紙「平成19年12月21日付け『名地検第10595号』不起訴処分に係る審査申立てに関する意見書」の末尾に記載。</li> </ul>
<p>以上</p>

(別紙)

2008年2月16日

名古屋検察審査会 御中

〒 東京都足立区

半澤一宣(印)

平成19年12月21日付け「名地検第10595号」  
不起訴処分に係る審査申立てに関する意見書

1. 本件申立てに至るまでの経過

私は、今日、鉄道に限らない公共の場における治安が日々悪化し続ける一方の社会状況にあって、名古屋鉄道(名鉄)の従業員である 〃 〃 の両被疑者が、利用者が自分の目の前で暴力行為という犯罪被害を受けたことに見て見ぬふりをしたことが、名鉄だけでなく鉄道全体の治安に対する国民の信頼を失わせたその社会的悪影響の重大さに鑑み、同じような事件が二度と起こらないよう、全国の鉄道事業者とその従業員への警鐘とする目的で、本件申立てに係る告訴を行いました。

この告訴については、名古屋地方検察庁の曾我正平副検事が、嫌疑(証拠)不十分として不起訴処分とする決定を下しました。

ところが、私が曾我副検事から不起訴処分の理由の説明を聞いたところ、嫌疑(証拠)不十分と言いながら、実際には以下に記すとおり、隠されている可能性がある証拠を捜すための努力を十分に尽くしていなかった可能性が、極めて高いことが判明しました。

よって、私は、捜査のやり直しに必要な不起訴不当の議決を求めたく、本件申立てを行うことにしました。

2. 迷惑行為問題に係る、被疑者及び名鉄の対応方の問題点

近年、迷惑行為を注意された人が、逆ギレして注意した人に暴行を働き、時には死に至らせるという事件が、社会全体で増加する傾向にあります。

このため、国民の多くが「うっかり迷惑行為(者)に注意したらどんな仕返しをされるかわからない」という恐怖感を植え付けられ、迷惑行為(者)に注意したくてもしにくくさせられてしまったことが、迷惑行為(者)を益々増長させるという悪循環を生み出しています。

この問題に対して、今日、名鉄だけでなく多くの鉄道事業者は「迷惑行為を見かけたら係員にお知らせください」と利用者呼びかけています。

私は、神宮前駅のホーム上で、注意しても迷惑行為(喫煙)を止めない男性に遭遇したとき、この呼びかけに応じて、係員である 〃 被疑者に通報したわけです。

ところが、私は、係員( 〃 被疑者)に知らせたことを迷惑行為者に逆恨みされ、被疑者の目の前で、脅迫・暴行という犯罪被害を受けました。

しかし、 〃 被疑者は、私が「警察を呼んでください」と繰り返し助けを求め続けたのを無視し、犯人が電車に乗って逃げてしまうまで、傍観者に終始していたわけです。

被疑者のこのような行動については、自分が事件に関わりを持って巻き添えの暴力被害に遭うのを避けるため、すなわち自分の身の安全の確保を優先させるため、暴力行為という犯罪に見て見ぬふりをし、被害者(私)を見殺しにしたものである可能性が、極めて高いと考えられます。

被疑者のこのような服務姿勢が、鉄道係員としてあるまじき、鉄道利用者に対する

重大な背信行為であることに、議論の余地はありません。

また、被疑者も、犯罪者が電車に乗り込んだことを告げた私の訴えに耳を貸さず、犯人の逃亡にくみした点で、被疑者と同罪です。

・ の両被疑者のこのような不作為は、犯人隠避のほか「鉄道係員職務取扱中旅客若八公衆二対シ失行アリタルトキ」や「鉄道係員職務上ノ義務ニ違背シ又八職務ヲ怠リ旅客若八公衆ニ危害ヲ醸スノ虞アル所為アリタルトキ」の刑事罰を定めた、鉄道営業法の第24条及び第25条にも、明らかに抵触するものです。

ところが、名鉄本社は、私からの被害届（添付資料 ）に対する回答書（添付資料 ）の中で、 ・ の両被疑者を「落ち度はなかったと考えている」とかばい、この事件における両被疑者の対応方を一方的に正当化しています。

### 3．被疑事実の証拠となり得る、神宮前駅ホーム上のカメラ（による録画映像）の問題に係る疑問について

私は、この事件が発生した約1ヶ月後に神宮前駅を再訪した際、その発生現場を捉えていた可能性があるカメラがホーム上に設置されているのを見つけ、その写真を、被害届を出した（後に告訴を行った）熱田警察署に証拠資料として提出しました（添付資料 の1ページ目）。

ところが名鉄は、熱田警察署の捜査に対して「このカメラは乗客の乗り降りの様子を確認し発車合図を出すためのもので、防犯用として録画するためのものではない」と説明しているとされています（添付資料 の2ページ目）。

名鉄のこの説明は、私が後に依頼した、国土交通省中部運輸局鉄道部監理課による調査に対しても、全く同じでした（添付資料 ）。

私は、熱田警察署から聞かされた捜査結果と、名鉄本社からの回答書（添付資料 ）の内容とを合わせて考えたとき、

「名鉄は、仮に事件発生瞬間が写っている録画映像が残っていたとしても、 ・ の両被疑者の被疑事実に係る証拠でもある録画映像と関連する録画機器とを隠匿若しくは隠滅し、両被疑者の犯罪ひいては名鉄としての不祥事を隠ぺいしようとする目論んでいるのではないか？」

という疑惑（心証）を持ちました。

そこで私は、熱田警察署に、録画映像の捜索だけでなく、名鉄がビデオデッキやDVDレコーダーといった録画機器を、最近になって神宮前駅事務室の映像機器から取り外した痕跡がないかどうかを確かめてほしい旨と、その痕跡の見つけ方を記した文書（添付資料 ）を熱田警察署に送り、また中部運輸局の担当者と面会した際にも、同じことを口頭で要請・説明しました（申立書の(9)備考欄を参照）。

私は、熱田警察署や中部運輸局がこの痕跡の有無等について捜査・調査した結果がどうだったのか、また熱田警察署が今回の事件を名古屋地方検察庁に送致した際、この痕跡の件についてどのように申し送りをしていたのかなどについては、どこからも一切説明を受けていません。

ところが、曾我副検事は、私が不起訴処分理由の説明を求めた席で、上に記した、神宮前駅ホーム上のカメラと録画映像に係る疑惑について「自分も名鉄に照会したが『問題のカメラはモニター用であって、録画映像は残っていない』とのことだった」と説明しています。

しかし、曾我副検事は、名鉄がこの件について本当に嘘をついていないかどうかの裏付けを取る捜査、すなわち名鉄が最近になって映像機器から録画機器を取り外した痕跡がないかどうかを確かめることについて「そこまでは調べていない」と答えています（添付資

料の2ページ目の27～33行目)

つまり、曾我副検事は、熱田警察署や中部運輸局と同様「録画映像は残っていない」とする名鉄の主張を鵜呑みにし、名鉄が本当に嘘をついていないか（証拠隠匿若しくは証拠隠滅の工作を行っていないか、その痕跡が神宮前駅事務室の映像機器に残っていないか）どうかの検証を行わないまま、嫌疑（証拠）不十分として不起訴処分の決定を行ったこととなります。

私は、被疑事実に係る証拠を捜す努力を尽くさない手抜き捜査で、本件告訴が嫌疑（証拠）不十分として不起訴で終わらされることには、納得できません。

#### 4. この事件が不起訴で終わった場合の、社会的悪影響の重大さ

本件告訴がこのまま不起訴で終わるとした場合、  
・ の両被疑者は、暴力行為という犯罪に見て見ぬふりをし、被害者を見殺しにしたことについて、社会的制裁を全く受けずに済まされることになってしまいます。

そうなれば、  
・ の両被疑者だけでない全国の鉄道マンに「将来再び同じような事件に遭遇したときも、今回のように見て見ぬふりをしたほうが得」という、社会正義に反する利己的な考え方を植え付けることになり、鉄道の利用者が理不尽な犯罪被害を受ける事件を繰り返し誘発する、悪しき温床を生み出すことになってしまいます。

また、日頃は「迷惑行為を見かけたら係員にお知らせください」と呼びかけている一方で、今回の事件では  
・ の両被疑者を「落ち度はなかった」とかばった名鉄の対応方についても「迷惑行為（者）への注意は自己責任で行ってください」と利用者を突き放したに等しいものであり、その時々都合で二枚舌を使い分ける偽善であると断罪せざるを得ません。

これは、名鉄が、鉄道という公共施設の管理・運営者としての、その治安の保持に係る責任逃れを一方的に正当化したものでもあります。

本件告訴がこのまま不起訴処分が終われば、名鉄もまた、迷惑行為問題への対応ひいては治安の保持について、今後益々無責任な姿勢を強めてしまうであろうことは、容易に想像できます。

そうなれば、名鉄は、名鉄沿線の住民だけでない全国の国民に「何かあっても係員が助けてくれないのでは、自分の身の安全を確保するためには、鉄道を利用したくてもできない」という考え方を植付け、国民の鉄道離れすなわちマイカーへの移行という「逆モダルシフト」の原因を生み出すこととなります。

それは、石油資源の消費量の増大、ひいては地球温暖化の更なる深刻化さえも誘発することになり、すなわち鉄道だけに留まらず、地球規模の問題にさえ悪影響を及ぼすことにつながってしまいます。

私は、これらの社会的悪影響の重大さに鑑みたとき、鉄道の治安を守り、理不尽な犯罪被害がこれ以上再発してしまうのを防ぐためには、  
・ の両被疑者を起訴し、その公判を通して、

「  
・ の両被疑者が、利用者を危害から守るという鉄道マンとして当然の使命や良心を放棄してまでも、自分の身の安全を優先させた判断の根底には、どのような考え方があったのか」

「名鉄には、鉄道施設内の治安保持に係る社員教育やコンプライアンス（法令遵守）の体制に関して、どのような組織上の問題点があるのか」

などを明らかにすることを通して、再発防止策の道筋をつけることが、必要不可欠であると考えます。

私は、その必要性に鑑みたとき、曾我副検事が、  
・ の両被疑者の被疑事実に係

る証拠を捜すのに万全を尽くさないまま本件告訴を不起訴処分としたのは、社会正義すなわち公共の福祉に反する、極めて不当なものであると考えます。

貴審査会におかれましては、これらの問題点を御賢察のうえ、捜査のやり直しに必要な不起訴不当の議決を出していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

添付資料一覧（ 以外は日付順。 については偽造文書（自作自演）でない証として、当該文書が届いた際の封筒のコピーも添付しました）

平成19年12月21日付け 「名地検第10595号処分通知書」の写し	1 ページ
2006年12月27日付け 名鉄本社あて「暴力事件に関する被害届と質問状」（8 ページ分の内容証明郵便を縮小コピーしたもの）	4 ページ
平成19年1月16日付け 名古屋鉄道株式会社本社からの回答書	1 ページ
2007年1月21日付け 愛知県熱田警察署刑事課長あて文書（事件発生の瞬間を捉えている可能性がある神宮前駅ホーム上のカメラを撮影した写真の送り状。約1週間後に着信した熱田警察署・大島刑事課長からの電話での回答内容の覚書も添えてあります）	2 ページ
2007年2月2日付け 愛知県熱田警察署刑事課長あて文書（名鉄がこの事件の発生後に神宮前駅事務室の映像装置から録画装置を取り外した痕跡がないかどうかの見分け方についての事務連絡です）	2 ページ
平成19年4月20日付け 国土交通省中部運輸局鉄道部監理課からの回答書（問題のカメラに係る調査結果について報告している部分があります）	1 ページ
2007年12月23日及び 2008年1月18日付け「名古屋地方検察庁・担当検察官あて質問状と回答メモ」	4 ページ

以上

（別紙様式第2）

検察審査会制度普及状況等調査表（申立人用）

検察審査会事務局

これは、検察審査会制度が国民の間にどのような方法で普及しているか等について知るために行う調査です。是非御協力くださるようお願いいたします。ただし、どうしてもお答えになりたくない場合は、お答えになる必要はありません。

（記入の仕方）

印の箇所には、必要な事柄を具体的に書いてください。そのほかの箇所は、該当する項目の番号を で囲んでください。

性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男・女	年齢	歳
質 問		回 答	
第一問	あなたは、右のうちどれによって、この制度を初めてお知りになりましたか（1項目だけ選んでください。）	1 新聞 2 テレビ、ラジオ 3 映画、講演会 4 ポスター 5パンフレット、リーフレット 6 元審査員、補充員 7 検察官	8 弁護士 9 選挙管理委員会 10 自治体の広報紙 11 教科書 <input checked="" type="checkbox"/> 12 その他 前に別の事件で審査を申し立てたことがあった
あなたが申立てをした事件について告訴人、告発人又は請求人である場合には、次の問いに答えてください。			
第二問	あなたは、告訴人、告発人又は請求人のいずれに当たりますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 告訴人 2 告発人 3 請求人	
第三問	あなたは、検察官から「不起訴処分に不服があるときは、検察審査会に、その処分の当否の審査の申立てをすることができる。」旨を知らされましたか。	1 知らされた。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 知らされなかった。	

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局  
第693-61-62138-3号  
平成20（2008）年2月18日 名古屋中郵便局にて配達完了